



# 大津市公報

平成 25 年 4 月 15 日  
号外 (第 36 号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

- 65 大津市民病院における医師の臨床研修に係る研修管理委員会設置規則..... 1
- 66 大津市民病院における歯科医師の臨床研修に係る研修管理委員会設置規則..... 2
- 67 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則..... 2

## 規 則

大津市民病院における医師の臨床研修に係る研修管理委員会設置規則を公布する。  
平成25年 4 月15日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第65号

大津市民病院における医師の臨床研修に係る研修管理委員会設置規則  
(設置)

**第 1 条** 市民病院における医師の臨床研修の実施を統括管理するため、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平成14年厚生労働省令第158号。以下「省令」という。)第6条第1項第10号の規定に基づき大津市民病院における医師の臨床研修に係る研修管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

**第 2 条** 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

省令第4条第1項第13号に規定する研修プログラムの作成、管理、調整等に関すること。

省令第4条第1項第14号に規定する研修医の募集、処遇、管理、評価及び支援に関すること。

(構成)

**第 3 条** 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

次に掲げる市民病院の職員

ア 院長

イ 副院長(臨床研修を所管する者に限る。)

ウ 医師のうちから院長が指名する省令第4条第1項第14号に規定するプログラム責任者

エ 診療局長

オ 医療技術局長

カ 看護局長

キ 事務局長

ク 内科、外科、小児科、麻酔科、産婦人科及び救急部門の各診療部長

省令第7条第1項第4号及び第5号に掲げる者

(委員長及び副委員長)

**第 4 条** 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、前条第1号アに掲げる者をもって充て、副委員長は、あらかじめ委員長が指名した者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員会の会議)

**第 5 条** 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の進行を掌る。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

**第 6 条** 委員会の庶務は、市民病院事務局病院総務課において処理する。

(その他)

**第 7 条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市民病院における歯科医師の臨床研修に係る研修管理委員会設置規則を公布する。

平成25年 4 月15日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第66号**

大津市民病院における歯科医師の臨床研修に係る研修管理委員会設置規則

(設置)

**第1条** 市民病院における歯科医師の臨床研修の実施を統括管理するため、歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平成17年厚生労働省令第103号。以下この条において「省令」という。)第6条第1項第8号の規定に基づき大津市民病院における歯科医師の臨床研修に係る研修管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

省令第4条第1項第11号に規定する研修プログラムの作成、管理、調整等に関すること。

省令第4条第1項第12号に規定する研修歯科医の募集、処遇、管理、評価及び支援に関すること。

(構成)

**第3条** 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

次に掲げる市民病院の職員

ア 院長

イ 臨床研修センター所長

ウ 歯科医師のうちから院長が指名する省令第4条第1項第12号に規定するプログラム責任者

エ 内科診療部長

オ 外科診療部長

カ 事務局長

省令第7条第1項第4号に掲げる者

歯科医師その他の医療関係者(前2号に掲げる者を除く。)

(委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、前条第1号アに掲げる者をもって充て、副委員長は、あらかじめ委員長が指名した者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員会の会議)

**第5条** 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の進行を掌る。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、市民病院事務局病院総務課において処理する。

(その他)

**第7条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 4 月15日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第67号**

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表安全なまちづくり事業費補助金の項の次に次のように加える。

協働提案制度テーマ型提案事業補助金	大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例（平成23年条例第 1 号）第12条第 2 項の規定に基づく協働提案制度において採択された協働事業（パワーアップ・市民活動応援事業を除く。）を実施する市民団体等に対し、その経費の一部を補助し、もって市民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくりを推進すること。
-------------------	---

別表第 1 項の表パワーアップ・市民活動応援事業補助金の項中「協働のまちづくり」の次に「の担い手の育成」を加える。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。